

一九世紀初頭における書物と情報のネットワーク

——羽前国田川郡角田二口村名主佐藤東藏家を事例として——

高橋 直大

0 はじめに

0-1 問題の所在

近年の近世史では、書物に注目した研究が盛んに行われ、地域社会に遺された蔵書に注目する研究が蓄積されている。現在の蔵書研究は、工藤航平氏⁽¹⁾が蔵書の概念を刷新するなど、従来の研究がより深化された。これらの研究では、蔵書がどのように形成されたのか、書物がどのような機能を担ったのかなど、様々な事例を通じて研究が蓄積されている。研究を振り返りながら、問題の所在を考えてみたい。

まず、蔵書研究の嚆矢となるのは、小林文雄氏の「蔵書の家」論⁽²⁾である。小林氏は、武蔵国中奈良村野中家などを取り上げ、書物・情報の保管管理と住民への情報提供という役を担う存在として「蔵書の家」を概念付けた。その「蔵書の家」が所有する蔵書は、個人の所有物であっても、一定程度の公的な性格を有しており、「蔵書の家」は、蔵書を村役人や豪農ばかりではなく、小前層にも蔵書を提供する存在であったと述べている。

その後の研究において、小林氏の示した蔵書を通した書物・情報の広がりが焦点とされた。例えば、高部淑子氏は、越後国岩手村佐藤家の蔵書を分析し、蔵書の形成・貸借の特性を論じた。高部氏によれば、一八世紀後半に書物の貸借を中心とするネットワークが出現し、天保期

以降にその活動が活発になると併行して、政治などの情報が共有するネットワークが形成されてくる。同時に、その関係には、当初小前層が含まれていたが、幕末期になるにつれ、小前層の比率が減少したと指摘している⁽³⁾。

また、中子裕子氏は、元禄・享保期における大和国藤堂藩の無足人山本家の蔵書を取り上げた。中子氏によれば、無足人の蔵書は、無足人が居住する村落に貸し出されることはなく、むしろ村落外の春日社や法隆寺などの僧侶、藤堂藩などの武家や仕医へと開かれていたとしている⁽⁴⁾。

そして、榎本博氏は、常陸国牛堀村須田家の蔵書を分析した。須田家は蔵書の秘匿を通じて「家」の存続あるいは権威づけを行い、蔵書は血縁関係などの限られた家のみ貸し出されたとする⁽⁵⁾。ならばに、小川和也氏は、越後国長岡の割元・横山家の蔵書を分析した。小川氏は、藩経営・政治・儀礼など藩に直接かわる知識・情報を「藩知」と定義し、割元である横山家は、「藩知」を受容し家中と共有するが、「又貸決而無用」と秘匿される側面もあったとする⁽⁶⁾。

小林氏以後の研究は、蔵書は限られた階層へのみ公開され、家の「知」として秘匿されたと評価し、小林氏の

「蔵書の家」に対し疑問を投げかけている。

一方で、肯定的に評価する研究も存在する。高倉一紀氏は、伊勢国射和村の商人竹川竹斎が営んだ射和文庫と、同じく伊勢国宮前村商人堀内広城を例として、「近世蒐書文化論」⁽⁷⁾を提唱した。高倉氏によれば、蔵書家は、蔵書家の著述・教訓その他により、学者と読者との間を架橋したという。同時に、蔵書家は地域社会に蔵書を開放して、学者と読者を結ぶ中継者としての側面を有する。

また、工藤氏は書物の受容により、地域で作成・授受される文書類からは得ることできない、全国一般的な政治・経済・社会などの重要な情報を得ていたとする。書物の受容から得られた情報は、編纂物に引用され、その編纂物の相互提供を通じて起こる現象として、書物の「間接受容」があるという。書物の「間接受容」は、書物を直接読むのではなく、編纂物に部分引用されたものを読み、断片的に書物を受容する行為である。書物の「間接受容」により、文書の記述や書物などが第三者へと拡散し、地域内で情報が共有化したと指摘している⁽⁸⁾。

高倉氏が示す蔵書家の「中継者」としての役割や、工藤氏の書物の「間接受容」といった考えは、表面的な書

物の共有のみでは、地域社会の「知」の動きを十分に捉えることができないことを指摘した点で重要である。他方、高部氏・中子氏・榎木氏・小川氏などが指摘するように、必ずしも蔵書は解放されたわけではない。このように、蔵書研究の現在の研究状況では、蔵書の公共性をめぐり意見が分かれている。すなわち、先行研究における課題は、書物ネットワークの閉鎖的な部分も存在するが、蔵書に蓄積された書物・情報などの「知」が、間接的に地域へ開放される構造を示すことだろう。以上の課題を意識した上で事例を検討し、書物や情報の収集・共有されるネットワークを論じる必要がある。

また、高部氏が指摘している書物と情報のネットワークの関係は、それらがどのように形成され、関係したのかを論じた重要な論考である。工藤氏が指摘するように、蔵書とは、文書・編纂物・書籍が一体的に把握されたものであり、それらは蔵書目録で編成・管理され、文書などによる情報と書籍による情報の両方が重要視されていた^⑧。蔵書の形成を論じるとき、書物・情報を介した関係の両方に注意することで、はじめて蔵書の形成が論じられるのではないだろうか。本稿では、高部氏の見解を、

他の事例の検討によって再考を試みる。

本稿では、以上の課題に迫るために、羽前国田川郡角田二口村名主佐藤東藏家を分析対象とする。以上の事例を通じて、蔵書を形成した書物・情報のネットワークを具体的に明らかにしたい。

0-2 角田二口村と佐藤東藏家

『三川町史』⁽¹⁰⁾によれば、元和八(一六二二)年最上家改易の後、庄内は酒井忠勝の支配となる。正保四(一六四七)年に、忠勝の息子の忠恒・忠解に分地が許され、慶安二(一六四九)年に忠解を藩主とする一万石の大山藩が成立した。角田二口村は大山藩領の村落であったが、寛文八(一六六八)年に忠解は没し、大山藩領は幕領となる。その後、明和六(一七六九)年から天保一三(一八四二)年まで、庄内藩による預地支配が行われた。本稿で扱う時期は預地支配の時期である。

角田二口村は天明八(一七八八)年の角田二口村明細帳⁽¹¹⁾によれば、石高三〇二石、家数一八軒、人数七六人の村落である。石高にめだつた増減はなく、湯川真人氏の

分析によれば、同じ京田組に属する天領の村々と石高を比較したとき、一三村中七番目であり、中規模の村落であるという。⁽¹²⁾

佐藤家は、代々角田二口村の名主役を務め、当主は「東蔵」を襲名していた。一時名主を務めないときもあるが、その際は親戚の者が名主役を勤めていたことから、佐藤家は村落において中心的な家であったことがわかる。寛政七（一七九五）年に作成された本田新田小前持高覚帳によれば持高は六〇石ほどあまりで、⁽¹³⁾農業のほか酒造業を生業としていた。佐藤家の史料は鶴岡市郷土資料館に寄託され、二口文書として一般に公開されている。ちなみに、ご子孫が史料に基づき佐藤家の歴史についてまとめた『佐藤東蔵家系譜』⁽¹⁴⁾や、角田二口村の歴史についてまとめた『角田二口部落史』⁽¹⁵⁾などがある。

そして、佐藤家には「五峰館蔵書」と呼ばれる蔵書が残されている。およそ四〇二部一四七四冊にのぼる蔵書であり、明治二七（一八九四）年に蔵書目録が作成されている。⁽¹⁶⁾湯川氏によれば、九代東蔵貞教（以下、貞教）、十代市右衛門孚兌（以下、市右衛門）、一一代善三郎行道（以下、善三郎）らにより蔵書が形成されたと指摘している。⁽¹⁷⁾

九代貞教（宝暦八（一七五八）年～文化五（一八〇八）年）は、家訓書や編纂物を残し、いわゆる風説留に類似するものである『魯西亜ヨリ日本人送記』⁽¹⁸⁾（以下『送記』とする）や『蝦夷雑話』⁽¹⁹⁾という書物も作成していた。市右衛門や善三郎についても文化活動を行っている。市右衛門（明和八（一七七二）年～文政八（一八二五）年）は、儒学の造詣が深く、儒学者である和田伴兵衛に師事していた。善三郎（寛政一〇（一七九八）年～安政六（一八五九）年）は、和歌・絵画などに精通し、「書籍貸預記并書物注文代記」⁽²⁰⁾という文政期から慶応期にかけての書物の貸借について記録した史料を残している。なお、湯川氏は、この史料を分析し、文政期から慶応期にかけての佐藤家の書物ネットワークは、限定的なものであったと評している。⁽²¹⁾

1 書物ネットワークと蔵書の「知」

1-1 蔵書形成と書物ネットワーク

（1）儒学者による写本の売却

本節では、書物ネットワークを通じ佐藤家が蔵書形成をする過程を、和田伴兵衛の書簡を手掛かりに考える。

和田伴兵衛⁽²²⁾（享保二三（二七二八）年〜文化一一（一八一四）年）とは、庄内藩の代官・儒学者であり、宝暦一一（一七六一）年、江戸にて松崎観海に師事した。松崎観海は太宰春台の弟子であり、徂徠学派の儒者である。庄内藩に徂徠学を持ち込んだ庄内藩の家老水野元朗は、太宰春台の『聖学問答』⁽²³⁾の出版に際し出資するなど、庄内藩は徂徠学と縁が深く、和田伴兵衛はそうした状況から松崎観海に師事したと考えられる。和田伴兵衛は、町方や郷村に弟子を持ち、貞教や市右衛門も師事していた。いくつかの著作を著し、佐藤家の蔵書中には和田伴兵衛の著作が残されている。また、和田伴兵衛は生活の困窮により、佐藤家から幾度か経済的支援を受けるなど、深い関係にあった（後詳述）。

佐藤家と和田伴兵衛が交えた書翰は、二口文書に五〇通と、蔵書に挟まれていた書簡一通を確認できる。その内、書物のやり取りについて記した書簡は一九通あり、それをまとめたものが表1である。表1の書簡の差出人には、和田伴兵衛、和田伴平及び和田吉次郎がある。和

田伴兵衛は、文化二（一八〇五）年に伴平と名前を変えているため、和田伴兵衛と和田伴平は同一人物であり、和田吉次郎は和田伴兵衛の息子である。書簡の年代の上限は不明であるが、和田伴兵衛は文化一一（一八一四）年に亡くなるため、下限は文化一一（一八一四）年である。

先ほど触れた通り、佐藤家の蔵書には和田伴兵衛の著作が残されている。例えば、【史料①】は、表1の1の書簡である。書簡には享和三（一八〇三）年の漢詩が同封されているため、少なくとも享和三年以降の八月一九日に書かれた書簡であることがわかる。

【史料①】（史料中の『は筆者による。以後も同様。】

一 『夜話集』紙屋方口帖二して紙取写申候、七本之内五六本出来、近日仕立遣可申候

一 『藩翰』^註写仕立表紙附出来居候、とうか御口入可

被下候、一枚九文宛千式百枚御座候、とうか御頼

申候、万々面上、以上⁽²⁴⁾

『踴躍夜話集』という和田伴兵衛の随筆を、紙屋から口帖にして写した。七冊のうち五、六冊できたから、近日中午に佐藤家へつかわす。また、新井白石の著作である『藩翰譜』を書き写し仕立て、表紙をつけた。どうか購

14	16-103-30	和田伴平→佐藤市右衛門様	11月4日	『十三経』書林より11両2分に随分引き下げ払い申すべき旨。	
15	16-103-32	和田伴平→二口村佐藤市右衛門様	9月26日	『韓柳』にて1片にいたし御工面相願う旨並びに、『韓柳』の欠本12本上方より2分に違わすべき旨。	
16	16-103-35	和田伴平→佐藤市右衛門様	11月26日	『通鑑』の儀に付水子懐子公より華沼絹地へ認められ候三行物進め申し度旨。	
17	16-103-37	和田伴平→佐藤市右衛門様	4月3日	『周易』2本御領納、御寛覧なさるべき旨。	
18	16-103-41	和田吉次郎→佐藤市右衛門様	10月16日	兼ねての法帖出来に付御使に相渡し候旨並びに跡1巻は当月20に違わし申すべき旨。	
19	カ-3	和田伴平→佐藤市右衛門様	12月16日	『四家雋』代1分2朱領納の旨。	二口文書典籍蔵書カ-3『四家雋』の間に挟まれてあった。また、代金を領納した覚もあり。

入してください。一枚九文ずつで合計千二百枚である、と和田伴兵衛は書簡で述べている。

表1の11の書簡によれば、『跼驥夜話集』は「八本」つまり八冊になったと記されている。それに対し、明治二七（一八九四）年に作成された蔵書目録を参照すると、佐藤家に残されていた『跼驥夜話集』（現存を確認できない）は、九冊となっている⁽²⁵⁾。すなわち、その後『跼驥夜話集』は全九冊の書物となり、佐藤家は和田伴兵衛から購入していたと考えられる。『藩翰譜』についても、蔵書を確認することができ、佐藤家は購入していたことがわかる。

このような和田伴兵衛の写本の売却は、他の書簡などからもわかり、その内、表1の5の書簡に付された覚には、筆工料の値段について詳しく書かれている。

【史料②】

覚

一『講釈鍼灸論』 壹枚二付筆工料七文

紙数七百五十四枚

筆工料五貫貳百七十八文

一『観海楼談論語記聞』 壹枚二付筆工料七文

表1 和田伴兵衛書簡一覧

番号	史料番号	差出→宛名	年月日	内容	備考
1	16-103-4	和田伴兵衛→市右衛門	8月19日	先日申遣わし候『十三経』並びに『韓文』・『柳文』払い申し度旨。『夜話集』七本の内五六本出来の旨。『藩翰譜』写し仕立て表紙附け居り、どうか御口入り御頼み申す旨。	別紙で享和3年、和田伴兵衛73才のときの漢詩あり。
2	16-103-6	伴兵衛→市右衛門様	正月8日	『十三経』11片に値段申付、句読点発御自身致さず候はば自分致す旨。	
3	16-103-7	和田伴兵衛→佐藤市右衛門様	11月24日	先達での写物出来致し候間、隣家武山子へ遣わさる旨。筆耕料別紙に任せ御領納下さるべき旨。	
4	16-103-8	和田伴兵衛→佐藤市右衛門様	2月4日	『庄内記』今日指し遣わす旨。『礼記読書本』・『台学』貸し失い、もし御手前にこれ有り候はば御知らせくださるべき旨。	
5	16-103-9	伴兵衛→市右衛門様	11月晦日	2篇の写物(『鍼灸論』・『記聞』)並びに『御系譜』筆耕料の過銭393文御使に相渡し候旨並びに、『御改武鑑』・『庄内物語り』才覚遣わし申すべき旨等に付き。	『鍼灸論』・『記聞』並びに『御系譜』筆耕料の過銭につき覚と、『講釈鍼灸論』・『親海樓談論語記聞』・『御系譜参考』の筆耕料につき覚あり。
6	16-103-15	伴兵衛→市右衛門様	3月26日	御頼の秘書出来の旨並びに『大学解』御聞成され候はば御間日御出で成されるべく候に付き。	
7	16-103-17	和田伴兵衛→佐藤市右衛門様	(文化2年) 10月15日	先治兵衛生存中金11両『十三経』調べ候節、無利永年賦に借用の所豚児吉次郎筆耕料を以て返済の旨。当21日迄に『藩翰譜』筆耕料別紙の通り遣わされ下されべき旨。	『藩翰譜』筆耕料につき覚あり。
8	16-103-19	伴平→市右衛門様	7月11日	『論語記聞』・『鍼灸論』同本に遣わし申したき旨並びに『御系譜』も認め申す旨などに付き。	
9	16-103-20	和田伴平→市右衛門殿	12月10日	『鍼灸論』代方金3星請取る旨並びに『十三経』の事来年強いて相願う旨などに付き。	
10	16-103-21	和田伴平→佐藤市右衛門様	8月5日	末女生存中片付け死申したきに付『十三経』払い申したき旨並びに、豚児長蔵一見式に付『韓柳』等も払い申したき旨などに付き。	
11	16-103-22	伴平→市右衛門様	9月19日	兼ねての『夜話集』8本に相成り候に付仕立て遣わし申すべき旨並びに、『十三経』どうか御工面下されべき旨などに付き。	水野元太夫(水野重幸)の漢詩あり。
12	16-103-23	和田伴平→佐藤市右衛門様	9月29日	『十三経』10片に払い申したき旨などに付き。	
13	16-103-27	伴兵衛→市右衛門様	4月5日	『服忌舎』の筆耕料5文半にする旨。	

紙数ノ式百八十七枚

筆工料式貫九文

一『御系譜参考』 壹枚二付筆工料五文

紙数ノ四百八十枚

筆工料式貫四百文

三口ノ九貫六百八十七文

金二ノ壹兩壹歩壹貫式百八十七文

兩文六貫七百式十文⁽²⁶⁾

『講釈鍼灸論』は紙一枚につき筆工料七文、『観海樓談論語記聞』は紙一枚につき五文、『御系譜参考』は紙一枚につき五文となつている。和田伴兵衛は、紙一枚につき五から七文くらいの筆工料で写本を認め、売ることによって金銭を得ていた。【史料①】の『夜話集』は、筆工料が九文であるから、通常よりも高い値段設定であつたことがわかる。和田伴兵衛の主な収入源はわからないが、晩年になり困窮していたため、写本の筆工料を主な収入源としていた可能性がある。

(2) 書物の貸借

表1の4の書簡では貸借について述べられている。な

お、書簡の正確な年代は不明であるが、改名以前であることから、文化二(一八〇五)年以前に作成されたものと考えられる。次のようにある。

【史料③】

(前略)『庄内記』□□申趣候処、先方二而写居候由、今以反不申、今日指遣候筈、一兩日中序御座候ハ、御人寄可被下候

一『礼記読書本』・『台学』ノ四声句読写候本貸失申候、扣二『中庸』・『大学御記聞』・『礼記』共にと有之候、『礼記』ノ記聞事か又は右読書本ノ事二而□□□□大切ノ本故、もし御手前二有之候ハ、為安心為御知可被下候、急入用二は無之候⁽²⁷⁾

和田伴兵衛は佐藤家から『庄内記』を借り、それを「先方」に又貸している。「先方」は写しているようだから今は返せないが、今日中に返却するはずであるから、一兩日中に取りに来るように述べている。次の一つ書きでは、『礼記読書本』と『台学』ノ四声句読写候本を貸し失つたとする。貸し失つた二冊の書物は、「扣」によると『中庸』・『大学御記聞』・『礼記』とともにあるという。特に「礼記読書本」は大切な本であるから、手元にあれ

ば知らせてほしいとも述べている。

『庄内記』は、和田伴兵衛を介した書物ネットワークの広がりを示し、『台学』ノ四声句読写候本^⑧は、和田伴兵衛が佐藤家以外とも貸借関係を行っていたことをほのめかす書物である。和田伴兵衛は「扣」を作成しているが、この「扣」とは、貸借関係を書き留めたものと考えてよいだろう。つまり、和田伴兵衛は貸借を管理する必要に迫られ、「扣」を作成し、頻繁に貸し借りを行っていたと考えられる。

(3) 上層とのつながり

書物ネットワークの広がりには、上層にまで及んでいた。次の史料は、表1の16の書簡である。この書簡の成立時期については、差出人が和田伴平となっていることから、文化二(一八〇五)年から文化一一(一八一四)年に書かれた書簡である。

【史料④】

(前略)先日中御煩多中『通鑑』之儀二付、御懇情之御事於自分も子懷公子同然不知所謝、辱次第二御座候、欠本三本も翼日全部致書林へ指遣、毫見を以

五片無相違領納、此節一方ノ防ニ相成り候とてことの外歟、仍而水子懷公子 御聞被^候及、華沼絹地へ被認候三行物有之候間、整飾不被致候得共、進申度とて、厚一礼被申遣候、片便二難遣候間、御序御座候ハ、御立寄被下度候、御序無之ハ、御家隸序可有之候間、其節寄候様二御申付可被下候⁽²⁸⁾

この「水子懷公子」とは、庄内藩の家老である水野重栄のことをさす。水野重栄安永六(一七七七)年ノ天保八(一八三七)年は、字を子懷と称した。庄内藩の家老水野重幸の長子として生まれ、寛政八(一七九六)年に家督を継いでいる。順調に出世を遂げ、文化八(一八一二)年に当時の家老の失脚後、中老に就任し政權を掌握する。文化一〇(一八一三)年に家老に昇進し、藩校致道館などの改革も行っている。文化二(一八〇五)年から文化一一(一八一四)にかけての時期は、水野重栄が出世を遂げていく時期であつた。⁽²⁹⁾

【史料④】の内容を吟味すると次の通りである。先日多忙の中、『通鑑』之儀のために、佐藤家がした「御懇情之御事」は、和田伴兵衛や水野重栄も感謝するところである。欠本三本についても、翌日書林へ「五片」を

間違はなく領納した。当節一方の妨げになったが、水野重栄が思いのほか喜び、水野重栄から「華沼絹地へ被認候三行物」⁽³⁰⁾を賜ったので、整飾は行わないが、進呈したいので取りに来てほしい、と述べられている。

佐藤家は、「御懇情之御事」という功労から、水野重栄より褒美を賜っている。この「御懇情之御事」とは、『通鑑』つまり『資治通鑑』の入手に当たり、欠本の用意をしたことと考えられる。⁽³¹⁾

また、表1の3の書簡も上層武士とのつながりを示す。この書簡は、和田伴兵衛が改名以前の名を名乗っていることから、文化二(一八〇五)年以前に書かれたものである。それによれば、「先達而之写物致出来候(中略)隣家武山子江差遣候、御家来二世倅建候間、幸便与存遣候」とあり、先達て頼んだ「写物」ができ、家来に和田伴兵衛の倅がいることから、その書物を隣家の「武山子」へ差し遣わしたという。この「武山子」とは、武山勘右衛門という庄内藩の上層の武士である(次節で詳述)。

このように、庄内藩の儒学者であった和田伴兵衛を結節点として、上層武士の書物を仲介したり、反対に上層武士に書物を仲介してもらったりするなど、佐藤家の書

物ネットワークは上層まで含み込み成立していた。

(4) 相互補完的關係

関係は単に対等なものではなく、相互補完的なつながりも築かれていた。次の史料は、表1の10の書簡である。この書簡は、『十三経』の購入願いであるが、大福帳によれば、文化七(一八一〇)年一月九日に『十三経』を和田伴兵衛から購入していた。⁽³³⁾したがって、文化二(一八〇五)年から文化七(一八一〇)年に書かれた書簡である。

【史料⑤】

『十三経』何とそ払申度、御調置被申候事相成□^(中)
間敷候哉、当年末女十四歳、自分没後片付兼可申や
と、存生中片付死申度御頼申候、代金当年中と申事
二茂無之候、御登鶴節光顧所希候、豚児長蔵一見式
有之、廃書申候間諸書贈、子孫存念無之候間、『韓
柳』忤も払申度、御序之節貢臨相願候。⁽³⁴⁾

和田伴兵衛は、自身の生存中に一四歳の娘の婚儀の資金を調達するため、『十三経』を売りたいと佐藤家に依頼している。その他に、息子の長蔵の「一見式」の資金調達のため、『韓柳』も売ろうとしている。この『韓柳』と

は、『唐韓昌黎集』⁽³⁵⁾と『唐柳河東集』⁽³⁶⁾のことをさす。それら書物が佐藤家に現存していることから、佐藤家は結果的に購入している。

表1の15の書簡では、『韓柳』の売買についてより具体的なやり取りをしている。つまり、この書簡は【史料⑤】よりも後に書かれた書簡である。

【史料⑥】

（前略）然者兼而相願候『韓文』三本決本・『柳文』九本欠本二御座候へ共、何程二而も払申度候、何とぞ御調被下度希存候、⁽³⁷⁾決本ノ拾貳本先年上方へ申遣候所貳分二而可遣と申来候、可相成ハ『韓柳』二而老片二いたし度候、御工面可被下候、近日御登鶴ノ節拝眉相願候（後略）⁽³⁷⁾

かねて購入を依頼していた『韓文』は、三本欠本があり、『柳文』は九本欠本があるが、どうにか買ってほしい。欠本の一、二本は上方へ問い合わせると「貳分」でつかわすときた。なるべくは『韓柳』で「老片」にしたい、と述べている。この書簡のほかに、『韓柳』の購入について具体的なやり取りが見られないことから、この時期に、佐藤家は『韓柳』を購入したと考えられる。

そして、表1の12の書簡では、『十三経』の購入について金額など具体的に交渉されているため、この書簡は、おそらく【史料⑤】よりも後の書簡である。先ほど述べたように『十三経』は文化七（一八一〇）年一月九日に佐藤家が購入しているため、表1の12の書簡は文化六（一八〇九）年ごろに書かれたものと考えられる。

【史料⑦】

一『十三経』ノ事御尤存候、私近来先日抔取寄中起居も不相成体、存命も難斗候故、娘当年拾四歳存生中二片付死申度相願候、可相成ハ御口入御頼申候、大山田中の方かの書林調候由、書林方ハ拾貳金二調申候得共、十片二払申度候、代金ハ七日町柏倉久右衛門二遣候間、久右請取も有之候、明年迄二もどうか御世話相願候、句読点発も致置候⁽³⁸⁾

大山の田中から「かの書林」が、『十三経』を調えたことを和田伴兵衛は聞いた。書林は「拾貳金」で調達したが、和田伴兵衛は「十片」で『十三経』を佐藤家に払いたい。代金は七日町の柏倉久右衛門に遣わしたので、久右衛門が受け取っている。明年までにお世話してほしい。「句読点発」もいたした、と述べている。

『十三経』の売却にあたり、大山の田中と柏倉久右衛門の二人が介在している。大山の田中は書林の情報をもたらし、柏倉久右衛門は、和田伴兵衛から代金を受け取り、『十三経』の購入の仲介を果たしている。表1の7の文化二(一八〇五)年の書簡⁽³⁹⁾によれば、『十三経』調候節、無利永年賦二借用ノ所豚児吉次郎筆耕料を以返済」とあり、和田伴兵衛は以前に『十三経』を購入していた。また、大福帳⁽⁴⁰⁾によれば、和田伴兵衛が売却した『十三経』は、全一六〇冊で箱入りの大量の書物である。おそらく和田伴兵衛は、以前に『十三経』の一部を購入しており、柏倉久右衛門を通じて不足する部分を買ひ揃えることで、一六〇冊を調えたのであろう。最終的に、佐藤家が『十三経』を金一〇両で購入しており⁽⁴¹⁾、和田伴兵衛が経済的恩恵を受けたことは確実である。

一方で、表1の2の書簡⁽⁴²⁾などが示すように、和田伴兵衛が「句読点発」を行うといった、和田伴兵衛から佐藤家への学問「知」の供給がなされていた。その他にも例えば、表1の5・6の書簡(改名以前であるから、両方とも文化二(一八〇五)年以前に書かれたものである)によれば、学問上の相談がなされている。

【史料⑧】

一 『御役武鑑』・『庄内物語り』所持不致候、近便才覚遣可申候

一小笠原系譜『本朝武家評林』二而改候所、役所者無之候、不詳事追而可申遣候⁽⁴³⁾

【史料⑨】

一 兎角不快、露命今明年限りと存候、仍而『大学』解御聞被成候ハ、御間日御出可被成候(後略)⁽⁴⁴⁾

【史料⑧】の最初の一つ書きでは、『御役武鑑』と『庄内物語り』を所持していないため、近々工面して遣わすと述べている。二つ目の一つ書きでは、小笠原家の系譜について『本朝武家評林』で調べたところ、小笠原家の「役所」がなく、詳しくわからないことは追って遣わすとしている。また、【史料⑨】では、とにかく不快であり、「露命」は今年か明年かぎりと思われ、よって『大学解』を聞きなさるならば、暇な日においでください、と述べている。

以上のことから、【史料⑧】において、和田伴兵衛は書物の調達を佐藤家から依頼され、書物について質問されていたことがわかる。『十三経』や『韓柳』の事例など

のように、和田伴兵衛が主体となり書物の売却を行う一方で、佐藤家が主体的に書物の収集を依頼していた。あわせて、【史料⑨】では大学の講義がなされていたことを読み取ることができる。貞教と市右衛門は和田伴兵衛に教えを乞うていたことから、日常的に講義を受けていたのだろう。

すなわち、佐藤家は、和田伴兵衛から書物の受容や学問的指導などの学問「知」を得ていた。佐藤家と和田伴兵衛は、子弟であると同時に、互いに不足する部分を補い合う相互補完的関係を築いていた。

1—2 書物ネットワークにおける人々

本節では、前節の関係の中で登場した人々を具体的に分析し、佐藤家の書物ネットワークにどのような人々がいたのかを考える。分析対象は主に前節の史料中に出てきた「武山子」、「大山田中」、「柏倉久右衛門」である。

(1) 政治的關係

① 武山子

貞教が執筆した家訓書である『村史略』には、武山氏が建立に関わった角田二口村にある清領院について次のように記している。

【史料⑩】

〔^(五三)補遺〕昔時八幡宮ノ社地ニテ天台宗ノ社僧居住ノ地ナリ、然ルニ大僧正日覚回国修行アリテ此地ニ至リ教化アリケレバ悉ク旧宗ヲ改、日蓮宗ヲ修シ、一字建立シテ興泉寺ト号ス、授法ノ曼荼羅今ニ伝ヘテ清領院ニ所持ス、是則チ享^(五三)禄四辛卯歳ナリ、既ニ数世ノ後^{イッシカ}早晩衰廃シテ、久敷ク無住ナリケルガ、寛文三癸卯ノ歳武山氏新田開墾ニヨツテ、翌申辰歳興泉寺ヲ改テ忠武山清領院ト号シ、忠解ノ御母堂清領院殿ノ御葬地トス、(中略)、御母堂ハ忠勝候ノ藩臣武山栄祐^(四)ノ女ナリ(後略)⁽⁴⁵⁾

角田二口村にある清領院は、もとは興泉寺と呼び、天台宗・日蓮宗の寺院であった。しかし、長い間「無住」の寺であった。寛文三(一六六三)年の武山氏の^(五)新田開墾により、興泉寺を改め、清領院と号し、大山藩主の酒井忠解の母である清領院の葬地となった。この清領院は、当時の庄内藩主・忠勝の家臣である武山栄祐^(五)の女とす

る。

武山勘左衛門（栄裕、元和二（一六一六）年〜天和三（一六八三）年）は、大山藩の家老であり、大山藩主忠解の外祖父にあたる人物であった⁽⁴⁶⁾。その武山勘左衛門の主導により、寛文三（一六六三）年ころ新田開発が行われ、角田二口村に清領院が成立したと認識されていた。では、新田開発当時の佐藤家は、武山氏とはどのように関わっていたのだろうか。新田開発当時の佐藤家の四代藤蔵は、角田二口村の肝煎を勤め、武山勘左衛門より次のような証文を下されていた。

【史料⑩】

角田二口之谷地、今度新田開発二付道ヨリ東方七縄屋敷之前、前谷地之外ハ其方へ相渡シ申旨、大山之御家老衆・代官衆へも申断、相定メ申間如古来之自今以後も其方可為仕配者也、以上

寛文三年

卯ノ六月吉日

武山勘左衛門

勝春（花押）

角田二口村肝煎

藤蔵

まいる⁽⁴⁷⁾

武山勘左衛門が行った新田開発により、藤蔵の土地所持が認められた。土地所持が認められたのは、功勞によ

るところが大きいであろうが、具体的な内容は現在のところ不明である。しかしながら、後の天保一三（一八四二）年の史料では、大山藩領時代に建てられた門の由緒を振り返り、大山藩領時代のことを述べている。

【史料⑫】

記

門幅 七尺五寸

門柱 四寸角

砂利屋根冠木下 七尺

右私屋敷入口門之儀道林院様御繁昌之節度々御立寄有之、其砌相建候申伝候、御代官所之節も御尋有之右申伝之趣書上、御代官御廻村之節度々御休泊御宿仕、有来通加修覆罷在候、以上

寅三月

佐藤善三郎

惣代衆⁽⁴⁸⁾

佐藤家の屋敷にある門について惣代衆へ提出した史料である。大山藩領時代、藩主の道林院（酒井忠解）のとき、藩主が度々佐藤家へ立ち寄っていたことから門が建設されたとする。すなわち、佐藤家は、角田二口村の新田開

発が行われた大山藩領時代から、角田二口村の有力者であった。そのため、武山氏から土地所持を認められ、「御立寄」も行われたと考えられる。

なおかつ、文化六（一八〇九）年の日記によれば、清領院と二口新田百姓の間で「田畑一件」が発生したとき、その報告を市右衛門から当時の当主である武山勘右衛門へ申し上げている。⁽⁴⁹⁾要するに、近世前期以来の村落行政の關係が、近世後期に至るまで継続していた。こうした關係は、公的な面ばかりではなく、武山家が「御用被仰付、近々江戸へ御出立」の際、佐藤家から祝儀として「白酒壺樽」を献上した。⁽⁵⁰⁾他方、市右衛門が苗字御免、式人扶持を仰せつけられたとき、武山家から祝儀を賜わる⁽⁵¹⁾といった様々な面でも關係が構築されていた。

② 柏倉久右衛門

本間勝喜氏の郷宿の研究によれば、寛保二（一七四二）年に庄内幕領の丸岡領と余目領などが、庄内藩の預地となるにあたり、郷宿に鶴岡七日町の町人柏倉久右衛門が命じられた。柏倉久右衛門は、富裕な造酒屋であり、当時問屋を勤めていた。柏倉久右衛門の郷宿は文化元（一八〇四）年に預地郷宿を辞するまで継続する。預地郷宿の職

掌としては、本来的な村役人や農民の定宿としての業務の他、預地役所などへの取次ぎ、文書類の代筆、軽犯罪者の宿預りなど、裁判などに関わる業務がある。その他に、預地役所の下請けとして、村々の争論を取り扱う事実上惣代名主と同様の支配、年貢金の徴収、夫食金の貸付、年賦返済、年貢未納金の才覚といった実務を担当した。⁽⁵²⁾

また、柏倉久右衛門は、預地郷宿と同時に、大庄屋や郡中惣代などの中間支配機構とは別に、支配の一端を担う預地御用達に就任している。本間氏によれば、明和六（一七六九）年に再度預地支配が始まるとまもなく預地御用達に任命され、天保一三（一八四二）年に預地支配が終了するまで預地御用達を勤めていた。その職掌は、年貢金の取り立てや未納などによる一時的な立替えなど、預地郷宿の職掌と重なる部分がある。さらに、問屋を勤めていたことから飛脚、廻状、郡中割を担当することも期待された。⁽⁵³⁾

柏倉久右衛門は、預地郷宿と御用達を勤めたことで、預地と密接にかかわることになる。例えば、寛政四（一七九二）年に預地の困窮者の調査が行われた際、貞教と柏倉

久右衛門にその命が下り、ともに調査にあたっている。⁽⁵⁴⁾
加えて、近隣村の野興屋村と争論が起きたとき、柏倉久右衛門はその仲裁にあたっている。当時の貞教の日記には、「同日、柏倉久右衛門殿野興屋之儀二付私宅へ御越被下候、(中略)九ツ前 暮方迄御物語」⁽⁵⁵⁾とあり、柏倉久右衛門が「野興屋之儀」の内済のため佐藤家へ来訪し、「九ツ前」から「暮方」まで「野興屋之儀」について話し合いをしていた。預地郷宿と御用達という政治的關係が、書物を介した關係に繋がったのだろう。

(2) 經濟的關係

① 大山田中

表1の14の書簡には、「大山田中徳右衛門書之由、かの書林方十一両式分二調申候」とある。⁽⁵⁶⁾右の書簡は、前節の【史料⑦】の『十三経』の値段よりも、値段が随分下げられたと述べられているから、【史料⑦】よりも後の書簡である。その書簡によれば、大山の田中徳右衛門が、『十三経』について「かの書林」が値下げをしていることを和田伴兵衛に伝えている。「大山田中徳右衛門」は、【史料⑦】の「大山田中」と同一人物であろう。この田中徳

右衛門とは、代々造酒屋を営み、天保一三(一八四二)年の酒造高は、大山村の全四二人中四番目に多い。また、天保五(一八三四)年には惣代名主役を勤めるなど、大山村では中心的な家であった。⁽⁵⁷⁾

安永六(一七七七)年と安永八(一七七九)年にそれぞれ佐藤家が田中徳右衛門に田畑を質入れし、安永六(一七七七)年に金一五〇両⁽⁵⁸⁾、安永八(一七七九)年に金五〇両⁽⁵⁹⁾を借りている。『三川町史』によれば、明和二(一七六五)年に雨や旱魃、虫害などによる大凶作、同四(一七六七)年には凶作、安永二(一七七三)年には虫害による凶作、同年五(一七七六)年には洪水による凶作が起きている。⁽⁶⁰⁾そのため、佐藤家は田中徳右衛門へ借金をしたと考えられる。

また、文政期から慶応期にかけて書物の貸借・売買について記録された「書籍貸預記并書物注文題記」⁽⁶¹⁾を分析した湯川氏によれば、その貸借には真嶋家という富商であり、かつ佐藤家と縁戚關係を結ぶ人物が含まれていた。⁽⁶²⁾天保一三(一八四二)年に庄内藩の御用商人である風間幸右衛門より二〇〇両を借りた際、真嶋家がその保証人の一人となっている。⁽⁶³⁾このように、佐藤家の書物を媒介と

した関係は、田中徳右衛門や真嶋家のような、経済的關係が構築されている人物が含まれていた。

以上のように三人の人物を例に考えてきた。武山子や柏倉久右衛門とは政治的な関係を形成し、田中徳右衛門とは経済的な関係が形成されていた。一九世紀初年における佐藤家の書物ネットワークは、上層武士や中間支配機構のような役職に就く人物、富農などと形成されたものであり、一九世紀初頭の佐藤家におけるネットワークは、小前層とのつながりはみえなかった。

「書籍貸預記并書物注文代記」を分析した湯川氏も、文政期から慶応期の佐藤家の書物めぐる関係は、限定的なものであったと評している。その要因として、湯川氏は、庄内地方が江戸・上方から遠隔地であるため、書物が高価になること、儒学書・史書・和歌などを理解可能な知的力量が、領主層や上層農民・商人に限られていたことを挙げている。⁽⁶⁴⁾ おそらく文化期前後の佐藤家の書物をめぐる関係が、限定的なものになったのも同じ要因であり、文化初年から幕末期にかけて、佐藤家のネットワークは、高部氏・中子氏・榎本氏・小川氏などが指摘す

るような限定的な共有であった。

1-3 蔵書の「知」の間接的開放

一代善三郎が、書物の貸借や購入について記録した「書籍貸預記并書物注文代記」の貸出先に、最も頻繁に見受けられるのが、播磨宝蔵院であった。以下の宝蔵院の概要は、宝蔵院の手習所について研究した井川一良氏⁽⁶⁵⁾の研究成果による。宝蔵院は、羽前国田川郡播磨京田村にある羽黒派修験の寺院である。播磨京田村は、角田二口村から直線距離でおよそ二キロのところに位置する。寛政三（一七九一）年頃、九代慶道（享保一七（一七三二）年～寛政三（一七九二）年）によって、手習所が創始され、明治初年の学制まで継続した。宝蔵院には、一〇代慶海（明和三（一七六六）年～天保二（一八三二）年）、一一代志道（享和元（一八一〇）年～元治元（一八六四）年）、一二代知良（天保元（一八三〇）年～明治一七（一八八四）年）の三冊の門人帳が残されている。井川氏の分析によれば、三人の代のいずれの門人帳からも、入門者には、富農から水呑・名子といった小前層まで含まれていたとす

る。ちなみに善三郎の弟である安吉郎も入門している。

それでは、宝蔵院ではどのような教育をしていたのであろうか。井川氏は、門人帳と明治末期に書かれた「加藤家私塾概要」という史料の分析から、その教育内容を述べている。宝蔵院での教育は、読誦・習字の二科目があり、教材として『今川』・『庭訓往来』・『貞永式目』・『和漢朗詠集』の四つを順に読ませていた。水準の高い入門者には、『書経』・『孟子』・『易経』といった書物を使用している。「加藤家私塾概要」には、手習所の教育方針として、仏教主義の「善悪無差別の眞ノ仁慈」を基本とし、儒教主義の実践道徳を指導していたとされている。また、宝蔵院では、神事と五節句などの年中行事が行われていた。例えば、正月の節句において門人は、手習師匠に年頭の挨拶を述べ、書初めを行い吸物などの飯を馳走になる。これは門人の子供に対してのみ行われたわけではなく、その親も年頭の挨拶を行い、酒を振る舞われた。宝蔵院の手習所における年中行事は、門人の親にも開かれたものであった。

以上は、宝蔵院の手習所の概要である。表2は、「書籍貸預記并書物注文代記」に記録されている宝蔵院へ貸し

出した書物である。史料中にみられる最も早い事例は、

天保七（一八三六）年四月一日に『韓文』を貸し出した事例である。しかしながら、「書籍貸預記并書物注文代記」の表紙には、「文政八年改」とあり、この史料は、文政八（一八二五）年段階で改めて作成されていた。また、「書籍貸預記并書物注文代記」には、文政八（一八二五）年以前の貸借の記録が含まれることや、寛政二（一七九〇）年に手習所が成立していることから、おそらく表2の貸し出しよりも早い時期から、宝蔵院へ書物の貸し出しが行われていたと考えられる。書物の貸し出しに際し、佐藤家から宝蔵院へ書物を運搬する人物（表2の「貸し使い」）と、宝蔵院から佐藤家へ書物を返却したときに書物を運ぶ人物（表2の「返し使い」）が、「書籍貸預記并書物注文代記」には記録されている。表2を参照すると、貸借・返却の両方において、宝蔵院の門人が書物の運搬を行っていたことがわかる。すなわち、宝蔵院の門人たちにおいて、佐藤家は本を貸し出す存在として認識されていた可能性が高い。

次に貸し出された書物に注目してみよう。貸し出された書物の中には、『東海道名所図会』や『都名所図会』、『里

表2 宝蔵院へ貸し出された書物

	年月日	書物名	冊数	貸し使い	返し使い
1	天保7年4月11日	韓文	5	安吉	
2	天保7年4月22日	柳文	5	善三郎	善三郎
3	天保7年5月13日	書学大概	1	直	手習子供
4	〃	鶴台先生三之径	1	直	手習子供
5	天保6年	卜筮全書	(不明)		手習子供
6	天保8年正月	東海道名所図会	6		手習子供
7	天保8年5月29日	滄溟尺牘	1	直	直
8	天保7年	尚書孔伝群伝	2	直	直
9	天保8年8月2日	劉向説尽	10	直	
10	〃	東亀年書	1	直	
11	天保10年6月13日	南郭文集	18	直	直
12	〃	如来詩集	3	直	
13	〃	町人袋	6	直	
14	天保10年7月	家道訓	3	直	直
15	天保11年3月6日	和漢歴代備考	12		
16	天保12年9月1日	塚田先生書	1		
17	〃	本佐録	1		
18	天保12年3月2日	神寿後釈	(不明)		
19	天保14年10月23日	学則弁道	1	直	
20	弘化元年2月5日	文選	1	直	直
21	弘化2年4月29日	齊家論	1		直
22	弘化3年6月21日	通語	3	手習子供	
23	弘化3年11月晦日	莊子	10	手習子供	九郎治
24	〃	啓蒙謄解	10	手習子供	九郎治
25	弘化4年4月25日	草茅危言	10	直	藤吉
26	嘉永2年3月12日	年中行事	6	直	
27	嘉永2年5月18日	里見八大伝	5	石右衛門母	直
28	嘉永3年2月3日	唐詩選解	2	直	法印様
29	嘉永3年6月27日	孟子古義	2	伝兵衛	
30	嘉永4年3月19日	孟子古義	2	直	直
31	嘉永5年閏2月15日	金華文集	4		
32	〃	年中行事	6		直
33	嘉永5年10月2日	古訓外伝	3	手習子供	子の吉
34	〃	鍼灸論	2	手習子供	子の吉
35	嘉永6年2月9日	曹大家女誡	1	勘右衛門	
36	嘉永6年3月14日	曹大家女誡	4	直	子の吉
37	嘉永6年6月13日	よつき草	1	善三郎	
38	嘉永6年8月4日	海外新話拾遺	1	安吉	直
39	嘉永7年10月6日	坤輿図識補	4	直	安次郎
40	安政4年6月4日	和漢年契	1	手習子供	手習子供
41	〃か?	閑散餘録補	1	高田妻兄貴	手習子供
42	安政5年2月7日	曲亭翁漫筆	3	直	手習子供
43	安政5年4月26日	萬安橋	2	直	直
44	安政5年9月2日	本邦統々史記	5	直	
45	安政6年5月17日	都名所図絵	11	直	直
46	安政6年11月19日	南郭先生文集	18	おすへ	沼三光院兄貴
47	〃	絵本海外新話	5	おすへ	兄貴
48	〃	同新国図志通解	4	おすへ	兄貴
49	万延元年3月3日	年中行事大成	6	沼三光院兄貴	
50	万延元年7月1日	古今集遠鏡	6	兄貴	直
51	文久2年4月7日	貫之の折本 但板表紙	1	直	
52	〃	荀子全書	10	直	
53	〃	外統荀子	4	直	
54	文久2年4月10日	玉あられ	(不明)	順太	
55	元治元年4月18日	御系譜参考	8	順太	

※山形県三川町教育委員会編『三川町史料集』第13集、57-97頁（山形県三川町、2000年）より作成。

見八犬伝」といった人気を博した通俗的な書物が貸し出されている。一方で、『本佐録』・『草茅危言』などの政治書、本居宣長の著作である『神寿後釈』・『古今集遠鏡』・『玉あられ』、アヘン戦争の情報について叙述した『海外新話拾遺』などが受容されていた。宝蔵院の関心は、通俗的な書物ばかりではなく、政治や国学などへ向けられていた。そうした中で、最も関心が払われていたのは儒学や漢詩である。儒学書・漢籍・漢詩文の書物は、貸し出された書物全体の内約三六%を占め、最も大きな比率を示す。特に、『学則弁道』・『論語古訓外伝』・『南郭先生文集』などの徂徠学の書物が目立つ。これは、庄内藩の藩学に徂徠学が採用されていたことに起因するだろう。湯川氏によれば、貞教も宝蔵院と同様に徂徠学へ傾倒をしていたことが指摘されている。⁽⁶⁶⁾ 百姓などの庶民が徂徠学に傾倒する事象は、庄内において一般的に見られた傾向かもしれない。

次に、貸し出された書物が、いかに教育に活用されたのかを考えてみたい。例えば、最も多く貸し出された儒学書の内、宝蔵院は、嘉永三(一八五〇)年二月三日、六月二七日に『孟子古義』を借りている。それは伊藤仁斎

による『孟子』の注釈書である。井川氏によれば、宝蔵院では水準の高い入門者のテキストとして『孟子』を用いていた。⁽⁶⁷⁾ おそらくその指導のための勉強として借りたのではないだろうか。また、天保一〇(一八三九)年七月に『家道訓』を借りていた。『家道訓』は貝原益軒による通俗道徳を説く書物である。その他に教訓を説く書物として町人を対象として書かれた『町人袋』、女子を対象として書かれた『曹大家女誡』がある。井川氏によれば、宝蔵院は、「儒教主義の実践道徳」をその教育方針としていたとされている。⁽⁶⁸⁾ 「儒教主義の実践道徳」の参考として、通俗道徳を説く『家道訓』といった教訓書を用いたと考えられる。加えて、井川氏は、宝蔵院は五節句やその他の年中行事を門人やその親を交えて行っていたと指摘した。⁽⁶⁹⁾ 宝蔵院は、複数回にわたり『年中行事大成』を佐藤家から借りている。『年中行事大成』は、宝蔵院の活動と符合する書物であり、活動に利用されたのではないだろうか。

このように、宝蔵院は書物を通じて佐藤家の蔵書の「知」を獲得し、手習所へ通う小前層に「知」を間接的に開放していた。先行研究において、書物ネットワーク

に手習所の師匠を含む事例が報告されている。⁽⁷⁰⁾ 横田冬彦氏は、近世前期の大坂周辺村落の蔵書を分析した際、村落における知識人として庄屋、寺僧・神主、手習師匠、医者などである彼らは、常に一般百姓や下層からの批判的視線にさらされているのであるとし、村民からの要望に応えられず、いつの間にか信用を失う手習師匠の例を述べている。⁽⁷¹⁾ すなわち、宝蔵院の手習師匠が書物を借り学ぶのは、自身の学習のためばかりではない。背景には、小前層などの要求に基づくものがあり、その要求に応え蔵書の「知」を小前層に還元するため、書物を借りたと考えられる。

2 書物と情報のネットワーク

佐藤家の蔵書には、いわゆる風説留のような書物が残されている。それは、『魯西亜ヨリ日本人送記』（以下『送記』とする）と『蝦夷雑話』二巻・三巻である。その筆跡から、その作者は九代貞教と考えられる。本章ではそれを前提に論証したい。なお、表3は、風説留の『送記』・『蝦夷雑話』の内容一覧である。引用するさいには表3

の番号を記す。

2-1 編纂の時代背景とその動機

(1) 成立背景

『送記』のはじめに記された記事は、「寛政四年子十月魯西亜国方日本人送渡候二付、松前東蝦夷地子ムロと申所江ヨロシア船着岸之記」（I-1）と題されたものであり、寛政四（一七九二）年にロシアから日本人が送り届けられたことが、記録されていた。表3の内容を参照すると、全体としてロシアの対外問題を記録したものとわかる。

寛政四（一七九二）年、大黒屋光太夫らを乗せたロシア船が蝦夷地・根室に來航する。幕府は海防政策に乗り出し、沿海の諸大名に海岸防備の命令を出した。⁽⁷²⁾ 庄内藩は沿岸の三か所に外国船見張番所を設けるなど、海岸の防備にあたっている。⁽⁷³⁾

大きな転機となるのは、数年後の文化元（一八〇四）年のレザノフの來航である。通商交渉に失敗すると、ロシアは、文化三（一八〇六）年にサハリン島で日本側を襲撃、

28	松前若狭守様使用人山崎只八直咄聞書		庄内御家中江戸詰之衆	「庄内御家中江戸詰之衆」書付参候よし」とあり。
29	四月廿五日(ロシア人のカラフトに残した書付の旨)			
30	卯三月廿二日(松前および西蝦夷地の上地の旨)			
31	三月廿六日(前松前藩主松前広永塾居の旨)	文化4年4月20日		「文化四年丁卯四月廿四日写之々有也」とあり。
32	(文化四年四月蝦夷地騒動につき酒井侯加勢の旨)	文化4年閏5月29日*	荒木多七*	
33	又風説(仙台侯加勢拒否の旨)			
34	(変事につき、加勢の旨)			
35	酒井右衛門尉様御人数箱館行行列	文化4年6月1日* 文化4年6月4日	6/4のみ嵐源治	
36	庄内侯御人数松前箱館行御諸書			朱筆で「恐々謹言如何、先生日先例如此」とあり。
37	法令(陣中法令の旨)			
38	(酒田より出航の行程の旨)	文化4年6月4日	荒木多七	朱筆で「六月四日出航之口右之趣荒木多七方書状参ル」とあり。
39	(羽黒山・下山王の夷狄征討祈願の旨)			
40	佐竹右京太夫様御人数松前箱館行行列			
41	能州黒嶋船箱館五月廿七日出航、六月五日入津二付船頭申口之覚		船頭	
42	(大山村柳瀬専太・直吉・久内のエトロフにおける話の旨)	文化4年6月10日*		「此節浮説紛々、船頭并専太物語共、取るに足らざる事ながら其人面語も同様、一ツハ上ミへ書上、一ツハ大山住人エトロフより逃来りし事、後の人此節の有様を参考のため、爰に記ぬ」とあり
43	深浦湊へ荒木多七音書			
44	(成田林助書翰)		成田林助	
45	武山勘右衛門様去寅年江戸江御登、当六月朔日同所御出立御更代、此節松前騒動荒増御聞被成候而、十四日御着御咄承候(エトロフ御在役蝦夷地御代官戸)	文化4年6月14日	武山勘右衛門	
46	六月二十一日宛に松前荒木多七へ伝書七月四日到着		荒木多七	
47	(荒木多七書翰)		荒木多七	「標題和訓夷魔蝦話」と題された紙が挟み込まれている。
48	触書(松前・西蝦夷地上地の旨)			
49	片倉小十郎を以三月廿六日御老中松平伊豆守殿江差上候書付之写			
50	(銅屋治助酒販売につき蝦夷地へ渡海の旨)			
51	(西蝦夷地に異国船出現の旨)			
52	秋田角ノ館向帯刀様 三千石			
53	大山銅屋町仙太相尋候覚	文化4年7月朔日	御役所(預地)	「右御役所二而御尋書拜借仕、写取申候」とあり。
54	(カラフト弁天に彫られたロシアからの申達の旨)			朱筆で「案ニ好事家ノ偽作歟、恐ハ訳文拙シ」とあり。

※表3P103に続く

表3 『送記』と『蝦夷雑話』の内容および書写年代・情報

番号	表題(内容)	書写年代	情報源	備考
I 『魯西亞ヨリ日本人送記』				
1	寛政四年子十月魯西亜国より日本人送渡候二付、松前東蝦夷地子ムロと申所江ヲロシア船着岸之記	寛政4年11月13日	酒田五十嵐七郎右衛門	
2	寛政五丑年同人(五十嵐七郎右衛門)聞書	寛政5年5月	酒田五十嵐七郎右衛門	
3	(寛政五年丑六月八日ロシア船箱館上陸、松前へ行く旨)			
4	(六月廿一日ロシア対応の旨)			
5	松前様より被下候品			
6	(ロシアとの交易停止の旨、ロシア船帰国の旨など)			
7	松前様へロシア人参候品			
8	松前侯行列			
9	御用席江御備人二相詰候(幕府役人書上)			
10	ロシア国の文字			
11	寛政五年癸丑九月十八日置いて吹上御物見漂民幸太夫・磯吉上覧之節問答書之写			朱筆で「此断末ニ漂民御 上覧之記と御座候所ニ可記、誤而爰ニ記す」とあり。
12	阿魯西亞国イロハ			「漂流人伊勢国白子大黒屋幸大夫直書写シ」とあり。
13	寛政十年午四月公儀御役人中松前江御下向之記			
14	寛政十一年未年(東蝦夷地の直轄化の旨)			
15	申渡(直轄化後の請負人と通詞の扱いの旨)			
16	御地頭添書(蝦夷人へ悪舌の処罰の旨)			
17	公儀より南部様江被 仰渡候写し			
18	(建家につき職人・人足の旨)			
19	松前御用ニ付南部家御役人			
20	寛政十一年未年蝦夷地御用ニ付公儀御役人掛組合			
21	東蝦夷地御用地之内売買相場			「浦川より妙里尻床迄、未四月より」とあり。
22	寛政十一年未年東蝦夷地就御用 公儀御役人追々御下向			
23	蝦夷地江御役人被遣候二付、御書付寛政十一年未正月七日左之通被 仰渡候由			
24	同年未二月松平伊豆守様御口達書写し			
25	(最上徳内廻浦につき、人足・馬の用意の旨)			朱筆で「御預地御役所より船山養蔵殿由利郡二向、卯二月九日頃鶴岡御出立被成候、二月廿日湯野浜村御昼休、同日加茂村御泊相替候、御用向御尋等無之よし」とあり。
II 『蝦夷雑話』2巻				
26	文化二乙丑三月七日魯西亞人江命令(レザーノフ使節に対する幕府の回答の旨)			
27	同日又命令(長崎奉行申渡書付)			

翌文化四（一八〇七）年には、エトロフ島に上陸し戦鬪となる⁽⁷⁴⁾。『鶴岡市史』によれば、すでにいくつかの東北の諸藩は、幕府から蝦夷地警備を命じられていたが、そこに庄内藩が命じられた。庄内藩は、文化四（一八〇七）年六月三日に三二五人に及ぶ部隊をくみ、酒田から船で蝦夷地へ兵を送り出す。同月一五日に蝦夷地へ到着し警備にあたることになった。しかし、ロシアの襲撃の兆候はなく、庄内藩は、同年八月晦日に警備の任を解かれ帰国することになる⁽⁷⁵⁾。

以上が『送記』と『蝦夷雑話』が編纂された時代背景である。角田二口村は幕領であるが、当時は庄内藩の預地であり、庄内の城下から直線距離で約三キロしか離れていない。貞教にとつて、ロシアの来航と蝦夷地での戦鬪は、衝撃が大きかったのだろう。

（2）作成期間

『送記』の「寛政四年子十月魯西亜国より日本人送渡候二付、松前東蝦夷地子ム口と申所江ヲロシア船着岸之記」

（I-1）の末尾には、次のようにある。

【史料⑬】（I-1）

右一件咄者松前逗留中風聞沙汰聞伝候事共書留候得者、間違茂可在之、猶慥なる事ハ追々相知申候間、有増を書記し候而也

子十一月十三日松前出帆

酒田

五十嵐七郎右衛門

根室にロシア船が着岸したという情報は、寛政四（一七九二）年十一月一日に出港した酒田の五十嵐七郎右衛門によりもたらされた。【史料⑬】の次の記事は、「寛政五丑年同人（五十嵐七郎右衛門：筆者注）聞書」（I-2）とあり、寛政五（一七九三）年に書かれたものである。つまり、寛政四（一七九二）年十一月から寛政五（一七九三）年五月の間に、この『送記』は書かれ始めた。そして、『蝦夷雑話』三巻には、「御書翰東ハ四巻二記ス」（Ⅲ-82）と書かれている。しかし、三巻で絶筆となつてゐるのは、貞教が文化五（一八〇八）年七月に亡くなつたためであろう。要するに、『送記』・『蝦夷雑話』は、寛政四（一七九二）年十一月ごろから、文化五（一八〇八）年七月前まで書かれ、四巻を編纂する前で終わったことになる。

55	(赤人持参の銃の図)			朱筆で「真図三巻目ニ属ス」とあり。
56	酒井侯御人数之内石田多助寛直手扣之記		石田多助寛直	「但石田者佐藤市右衛門富与之弟分家名犯石田、至テ於寛直ニ既ニ四代最大祖元右衛門之孫多助寛直を養子し而、亦嗣而多助と言ふ」とあり。
III 『蝦夷雑話』3巻				
57	文化四年卯松前・箱館江御下向被遊候江戸御役人中様当国御帰御通行被遊候ニ付廻状	文化4年9月11日*	蛸井村名主仁助	
58	三国通覧図説			
59	(酒田氏城内にて蝦夷地出兵者に料理振舞いの旨)			
60	(松前氏替地賜るの風聞、南部・津軽の参勤御免の旨)			
61	(膳所藩士多田平内左衛門についての旨)			
62	文化四年卯十二月七日石田多助寛直参候而物語二者		石田多助	
63	同人物語ニ(蝦夷地御固めにつき、仙台・会津に人数の旨)			朱筆で「果而虚説」とあり。
64	(若狭守支配の願書に関する旨)			朱筆で「辰之三月ニ至も此趣不聞得」とあり。
65	(酒田氏の出兵に関する旨)			
66	文化四卯十二月中江戸下座見々鶴陵御家中江申参候			
67	此節落書			
68	文化五辰正月十九日酒田本間吉之助物語			
69	文化二三年之頃江戸へ申参候落書			
70	寛政元年六月蝦夷地騒動之義、妙見丸金右衛門方々文通之記			
71	(羽太安芸守蟄居の旨)			
72	(酒井氏藩士白井矢太夫の旨)			
73	今度村上監物様大山村御泊ニ付御取扱之覚	文化5年2月*		朱筆で「実 三月朔日 お昼 三月二日三潮御泊 ソキ立大山 昼御休 三月三日酒田御泊」とあり。
74	(公農と私農の問答)			
75	文化五年辰二月廿四日鶴ヶ岡御泊、同廿五日内郷御通り江戸役人			
76	当時戦(江戸へ参る落書)			
77	仙台侯備立			
78	十八妖(落書)	文化5年正月		「文化四年卯年之事也、翌辰正月京都へ申来ル」とあり。
79	(狂歌)			
80	大山村東町忠内ヲロシヤ国へ被捕逃れ帰り候直咄			
81	会津家備立			
82	寡婦の周室を愁ふるにて無用の空論なりと云へ共見聞する所こゝに記			朱筆で「御書翰東へ四巻ニ記ス」とあり。
83	殿中御沙汰書并御届書写		酒井侯之藩士在江戸阿部御助孝	朱筆で「酒井侯之藩士在江戸阿部御助孝到来之写也」とあり。

※『魯西亜ヨリ日本人送記』（「二口文書典籍蔵書」レ-7、鶴岡市郷土資料館所蔵と『蝦夷雑話』（「二口文書典籍蔵書」五-18、同所蔵）により作成。

※「*」が付されたものは、山形県三川町教育委員会編『三川町史資料』第13集、126-164頁（山形県三川町、2000年）により作成。

(3) 動機

『蝦夷雑話』にはその意識が端的に述べられている部分がある。

【史料⑭】(Ⅱ-42)

此節浮説紛々、船頭并専太物語共、取るに足らざる事ながら其人面語も同様、一ツハ上ミへ書上、一ツハ大山住人エトロフより逃来りし事、後の人此節の有様を参考のため、爰に記ぬ

文化四(一八〇七)年五月二七日に、箱館を出航した能州黒嶋の船頭からの聞書き(Ⅱ-41)と、隣村の大山村から箱館に渡った柳瀬専太・直吉・久内の聞書き(Ⅱ-42)の末尾に書かれたものである。彼らが話したことを「取るに足らざる事」としながらも、後の人々に伝えるべき情報と認識し、『蝦夷雑話』に書き写している。同様の意識は、筆致からも読み取ることが可能である。乱雑に書き散らすことなく、楷書に近い形で書いていることから、第三者の閲覧を意識しているのではないだろうか。

また、記述の形式にも同じ意識が表れている。

【史料⑮】(Ⅰ-25)

馬宅足従 江戸常州・陸奥・出羽国迄海辺廻浦御用

中幾度茂可有之、是迄俵物稼方為紉、御普請役元格最上徳内罷越候二付相渡し候者也

文化三 十月

備前印

一馬宅足

但人足式人代ル、山駕宅丁

一賃払輕尻

宅足

右者長嶋々相廻候表物稼方紉為御用、常州・奥州廻浦いたし候所、此節南部領相濟、是方津輕領海辺・羽州庄内領海辺・越後境迄海辺罷越候間、書面之人馬用意致置繼立可申候、渡川之場所前村申合、差支無之様可致候、依之御証文写相添指遣候間、早々順達、留村二而可相返候、以上

御普請役元格

卯正月十二日

最上徳内

奥州南部領野辺村方津輕三馬屋、夫方小泊
西海浜辺村々秋田領・庄内領・越後境村々迄
右村々名主中年寄

追而休泊者一兩日限二時々差出候而可得其意候

(朱書)

御預地御役所方船山養藏殿由利郡二向、卯二月九日頃鶴岡御出立被成候、二月廿日湯野浜村御昼休、

同日加茂村御泊相替候、御用向御尋等無之よし」

最上徳内は文化三（一八〇六）年に陸奥国・常陸国・出羽国の廻浦御用を命じられている⁷⁶⁾。右の史料は、庄内の海辺を廻った際、人馬の徴発を命じた触書である。ここで重要なのは、朱筆で経過情報を後筆している点である。このような朱筆での後筆は他にも見られ、表3に記載しているほかにも長文で内容を付け加えていた。つまり、単純に情報を書き写すだけではなく、経過の情報も書き加えることで、正確に情報を記録する意識が伺える。

加えて、情報を整理する意識も働いていた。『蝦夷雑話』には、文化四（一八〇七）年に大目付中川飛騨守が、庄内から越後まで見分のため通行する際の廻状（Ⅲ-57）や、翌年二月村上監物が、蝦夷地御用のため、庄内の海浜を通行するさいの覚が記載されている（Ⅲ-73）。これらの情報は、日記にも記されている内容である。日記は対外関係のことばかりではなく、日常の様々なことを書き留めるものである。第三者が日記を読んだとき、様々な情報が横溢し、すぐに必要な箇所を見つけ出すことは難しい。しかしながら、『送記』や『蝦夷雑話』として別個で情報をまとめることで、情報が系統的に集約され、必

要な情報を調べやすくなる。このようなことから、「後の人此節の有様を参考のため、爰に記ぬ」というその後の二次利用を意識した貞教の意識が垣間見える。工藤氏は、御用留帳や日記など即時的に作成されたもの、日々書き継がれたものと異なり、一次利用が終わって蓄積された文書を、明確な意図のもとで二次利用を目的として編纂したものを「編纂物」と定義している⁷⁷⁾。貞教が、「後の人此節の有様を参考のため、爰に記ぬ」という目的の下編纂した『送記』・『蝦夷雑話』は、「編纂物」といえる。

2-2 書物と情報のネットワークにおける関係

本節では、佐藤家の情報ネットワークを考察し、一章で考察した書物ネットワークと対比し、関係を考える。

まず、表3の情報源を参照すると、おおむね(1)親戚筋の情報、(2)遠隔地からの情報、(3)庄内城下での情報、(4)書物ネットワークでの情報の四つに分けることが可能である。

(1) 親戚筋の情報

親戚にあたるのは成田林助、石田多助寛直の二人であ

る。風説留では、いずれも彼らがもたらす書簡や「手扣」を参考に記録している。

成田林助の母は、日記中に「林助母オトメ」とある。⁽⁷⁸⁾

この「オトメ」たる人物は、『佐藤東藏家系譜』によれば、九代貞教の妹にあたる人物であり、帯屋伊助という人物のもとに嫁いでいた。⁽⁷⁹⁾ 貞教からみて、成田林助は甥にあたる。

記録された成田林助の書簡には、「今度松前表騒動二付御飛脚御立被成候」ため、成田林助自身が江戸にのぼり、江戸の状況を報告している(Ⅱ-44)。おそらく、成田林助は、飛脚を行うことを生業とする人物か、飛脚問屋であるだろう。なお、この書簡の宛先は、「母御人様、成田園治殿」とあり、本来は佐藤家に宛てられたものではない。つまり、佐藤家は情報を得るため、自身宛ではない書簡も、情報収集の対象にしていた。

また、石田多助寛直の「手扣」を記録した際(Ⅱ-56)に、「但石田者佐藤市右衛門富与之弟分家名犯石田、至テ於寛直二既二四代最大祖元右衛門之孫多助寛直を養子し而、亦嗣而多助と言ふ」と書かれている。佐藤家の七代当主・市右衛門富与の弟元右衛門が、分家として石田家

に養子に行き、後に石田家は石田多助を養子としている。つまり、石田多助は佐藤家の親戚に当たる人物であった。かつ、風説留の標題に「酒井侯御人数之内石田多助寛直手扣之記」(Ⅱ-56)とあることから、石田多助は、庄内藩の蝦夷地派遣に伴い、蝦夷地へ赴いた者の一人であった。「酒井侯御人数之内石田多助寛直手扣之記」(Ⅱ-56)は、全体で三〇丁に及ぶ膨大なものであり、その内容は、幕府の申渡や陣立などである。すなわち、佐藤家は、親戚が書き留めた風説留を参照し、情報を補っていた。

(2) 遠隔地からの情報

『蝦夷雑話』には、「武山勘右衛門様去寅年江府江御登、当六月朔日同所御出立御更代、此節松前騒動荒増御聞被成候而、十四日御着御咄承候」(Ⅱ-45)とあり、江戸にいた武山勘右衛門から「松前騒動」について話を聞いていた。ほかに、「庄内御家中江戸詰之衆」(Ⅱ-28)や、「酒井侯之藩士在江戸阿部卿助孝」(Ⅲ-83)など、江戸詰め(80)の藩士からも情報を収集している。『藤岡屋日記』からも判明するとおり、当該期の江戸は、対外危機の政治情報(80)が絶えなかった。江戸に流布した情報が、右のような人

々からもたらされた。

【史料⑬】の松前から出帆した酒田・五十嵐七郎右衛門も、情報を提供している。五十嵐七郎右衛門は、酒田において廻船にかかわる商人であるだろう。また、『蝦夷雑話』には、「能州黒嶋船箱館五月廿七日出航、六月五日入津二付船頭申口之覚」(II-41)とあり、能州黒島の船の船頭により、松前の情報もたらされていた。こうした航路を通じた情報収集は、酒田が北前船の経路であることに起因し、より広域の情報収集を可能としていた。

そして、表3が示す通り、風説留に記録された情報の多くは、荒木多七という人物から得ている。貞教の日記には、彼からの書簡が書き写されている。

【史料⑭】

今度松前へ異国人乱妨致候二付、別紙之通御役人申来候、依之御同勢被成御指立候、既二五百人余も被遣被下度段申来候趣二候得共、御当地も浜手之事故、御用意無御座候得者相成不申候二付、被仰遣候御人数高ハ難被遣、漸軽キものとも貳百四、五十人も可被遣候哉二御座候、御鉄砲八百目・五拾目高二而取合、百貳、三拾挺被遣候、御足軽八百廿人程・

小頭拾貳人都合百三拾人程被遣候、老若除大鉢御選被遣候、私共も右人数江御加へ被遣候、誠二冥加至極二奉存候、中々願ひ候而も難叶義と奉存候、乍去罷帰り候ものハ有之間敷と奉存候、万一帰国致兼候程之事二相成候へハ大変と申事二相成、日本騒動二相成申候と申もの二御座候、左候得ハ、一ノ手二而罷越候義大慶至極二奉存候、沙汰程之事二も無之帰国致候事二候ハ、誠二物語二も相成可申候、とふか無事二而罷帰り、御物語二而も仕候事二仕度奉存候、御報知旁々罷上申度候得共、急変之事故夫二も至兼是而已残念二奉存候(中略)、兵員・御鉄砲其外御調物等御座候而悉取込早々様子斗申上候、勿論来状写入御覽申候、朔日二御指立被成候様被仰渡候、先ハ其心得二而支度仕候、日限延候ハ、又々可申上候間、晴天二も御座候而、御序も被相成御座候ハ、御同勢御見物御出可被相成候、右御報知旁々早々申上候、乍憚皆々様方二も可然様被仰伝可被下置候、折角とて御機嫌克宿へハ被為掛御目可被下置候、以上五月廿九日

荒木多七

佐藤東蔵様

同 市右衛門様

人々御中⁽⁸¹⁾

日記中の書簡は、文化四（一八〇七）年五月二九日に、荒木多七から貞教・市右衛門などに送られたものである。一つ目の傍線部より、「御足輕八百廿人程・小頭拾貳人都合百三拾人程」の中に荒木多七が選ばれ、蝦夷地へ派遣されている。彼がどのような立場に置かれていたかは明確ではないが、おそらくは足輕・小頭などの低い身分の者と推測される。

二つ目の傍線部が示すように、蝦夷地の騒動が命令のほどこではなく、帰国になるならば、「物語」の種になる。どうか無事に帰国し、物語したいと述べている。荒木多七と佐藤家の人々の仲が、どれほど親密なものなのかはわからない。しかし、「物語」をするほどの仲であったことは確かである。そうした間柄のためか、三つ目の傍線の通り、来状が来た場合、写してお見せする、と荒木多七は述べている。風説留からは、庄内藩家中で共有されていた内部文書が、流出する様子を読み取ることができる。例えば、「別紙」と同一の内容である「文化四

年四月蝦夷地騒動につき酒井侯加勢の旨」（Ⅱ-32）は、酒井家が蝦夷地へ加勢を仰せつけられたときのものであるが、荒木多七によつてもたらされている。ほかに、「法令」（Ⅱ-37）は蝦夷地へ派遣されたさいの陣中の規則である。誰がもたらしたのかは記されていないが、このようないち農民が知りえないような細かな情報を、荒木多七はもたらしたのではないだろうか。

（3）庄内城下での情報

佐藤家の生活圏である庄内での情報はどうかであつたらうか。日記によれば、当時の状況を次のように記している。

【史料⑰】

一、文化四丁卯五月廿二、三日頃力、下モ船加茂村江着船仕候而、蝦夷地ト赤人ト騒動委咄候二付、加茂村大庄屋其段承届早々廿四、五日頃鶴岡へ御訴へ申上候由、同廿六日御代官「欠」様加茂村へお越被成、右之船頭御呼出委細御尋被成候而、一々口上書二御認被遊、翌廿七日二御帰り被遊候由、此節広大成風聞二而追々江戸表へも御飛脚被

遣候様相聞得申候⁽⁸²⁾

文化四(一八〇七)年五月二二、三日頃「下モ船」が加茂村へ着船し、「蝦夷地ト赤人ト騒動」についての情報もたらされ、この情報は広く噂になっていた。こうした状況の中、佐藤家は庄内においていかなる経路で情報と接触していたのか。貞教は、市右衛門が城下町である鶴岡へ赴いたときのことを日記に記録している。

【史料⁽¹⁸⁾】

一、九月十一日市右衛門鶴岡へ罷出、五日町辺罷通候節、蛸井村名主仁助殿ニ逢候所、右之仁物語候者、此度松前方御帰路、庄内方越後通海岸為御見分、大目付中川飛驒守様 御勘定奉行之節ハ御知行千石也 其外御式頭御同勢上下百人位ニ而御通行ニ付、拙者義為御案内罷出候様今日從御役所被仰付候(後略)⁽⁸³⁾

文化四(一八〇七)年九月一日、市右衛門が鶴岡へ行き五日町を通ったとき、蛸井興屋村名主仁助と出会う。仁助が話すには、大目付中川飛驒守が松前からの帰路に庄内から越後を通り、海岸を見分するという。市右衛門は度々鶴岡へ行っているが、そこで偶然出会った仁助か

ら情報を得ていた。そのほかに、同年の日記によれば、「六月四日嵐源治殿方六軒小路ニ而写被遣候よし(陣立後略)」とあり⁽⁸⁴⁾、佐藤家は、嵐源治が六軒小路で書写した酒井家の蝦夷地派遣の陣立てを記録している。

以上のように、鶴岡はとくに情報の集まる中心地であり、そこへ赴くことで情報を得ていた。しかし、鶴岡城下で得られる情報は正しいものばかりではない。

【史料⁽¹⁹⁾】

一、五月十四日江戸表御領主様方飛脚罷下り、蝦夷地不異変事用意致居可申段被仰付候由ニ而、諸士混雑仕所々ニ而ヒソヒソ致候趣、十六日市右衛門尾花無尽ニ而鶴岡へ罷出承参候、昨十五日御呼出ニ而江戸方申参候趣被仰渡候由ニ御座候
五月十七日荒木多七参候而咄二八、私御役所等ニ而ハ一向噂無之候よし⁽⁸⁵⁾

日記の文化五(一八〇八)年一四日の項には、江戸から飛脚が下り、「蝦夷地不異変事」の用意をするべき段を仰せつけられたという。翌一六日、市右衛門が尾花無尽のため鶴岡へ出て、その旨について承った。翌五月一七日、荒木多七が参って話すには、御役所などでは一向にその

噂はないという。

この仰せ渡された旨の真偽は定かではないが、日記からの状況を鑑みるに、情報が錯綜している。そうした中で、『蝦夷雑話』の「同人物語二」蝦夷地御固めにつき、仙台・会津に人数の旨」(Ⅲ-63)は、後筆で「果而虚説」と訂正されている。このように正しい情報ばかりではなかった。それゆえに、単純に情報を鵜呑みにするのではなく、情報を正しく判断しようとしていた。

(4) 書物ネットワークでの情報

書物ネットワーク内で情報を吟味する姿が見受けられる。『蝦夷雑話』二巻には、文化四(一八〇七)年に、庄内藩が蝦夷地へ出兵する際の情報が書かれている。

【史料⑳】(Ⅱ-36)

庄内侯御人数松前箱館行御諸書

東蝦夷地之内江異国船渡来及争乱候付、従酒井左衛

門尉茂人数可差出旨、従箱館

御奉行中就御下知火急之事故、先ツ物頭役之者兩人

江鉄砲組足輕百人指添、諸道具其外諸役人箱館江向

差越候、所々御領分中無差支御通可被下候、恐々謹

言 「(朱筆) 恐々謹言、如何、先生曰先例如此」

卯六月

服部円蔵印

加藤衛夫印

両々
御役中

ロシア船の渡来と争乱のため、庄内藩からは物頭役のふたりに鉄砲組足輕百人をつけ、その他道具や役人とともに箱館へ向かわせた。差支えなく御領分を通行できるように、と庄内藩の家老である服部円蔵と加藤衛夫のふたりが、役中へ差し出したものの写しである。それに対し、後筆で「恐々謹言、如何、先生曰先例如此」と書き加えられている。佐藤家の貞教や市右衛門が師事していたのは和田伴兵衛であるから、「先生」とは和田伴兵衛を指すと考えられる。庄内藩の派遣された様子について、「如何」と尋ね、和田伴兵衛は「先例如此」、つまり、先例通りであると答えている。(3)で論じたように、情報は正しいものばかりではなかった。【史料⑲】で述べたように人により、情報が食い違うことがあり、情報の真偽を自身で判断するには難しい。そうした欠点を補うため、和田伴兵衛の学識に頼ったのであろう。

以上のように、佐藤家の情報ネットワークにおける(1)、(2)、(3)の人々は、前章で論じた佐藤家の書物をめぐる関係で、関わりを構築していない人々だった。つまり、佐藤家の情報をめぐる関係は、より広範なネットワークを形成していた。後世に情報を遺そうとする意識により、あらゆる関係から情報収集を行った結果、より広範なネットワークが築かれたと考えられる。しかし、得られた情報は必ずしも正しいわけではない。その真偽を判断するために、和田伴兵衛といった人物の「知」に頼り、情報の真偽を考えていた。すなわち、佐藤家の情報のネットワークは、(4)の和田伴兵衛といった書物ネットワークと重複する人物もあるが、より広域的に展開し、互いの特徴を活かしあうつながりであった。

おわりに

本稿では、羽前国田川郡角田二口村名主佐藤東藏家を事例に、その書物ネットワークの性質を論じた。以下ではその内容を整理する。

まず、佐藤家の書物を介したネットワークでは、儒学者による書籍の融通、貸借、互いの特徴を活かした相互補完的な関係が築かれ、上層武士を含み込むものであった。そして、書物を介しつながったのは、佐藤家と政治的・経済的関係を築いた人物たちであった。つまり、そのような関係が存在することで、佐藤家の書物ネットワークは成り立っていた。

佐藤家の蔵書は、小前層などには貸し出されず、一見するとそのネットワークは限定的である。しかし、手習所などへの貸借と教育を通して、佐藤家の蔵書の「知」は、間接的に小前層にまで解放されていた。先行研究において、書物ネットワーク内に手習師匠を含む事例は多い。今後ネットワークの知を考察する上で、こうした間接的な「知」の開放は重要ではないだろうか。

佐藤家を取り巻く情報ネットワークは、九代貞教が残した『送記』と『蝦夷雑話』からわかる。この二冊は、後世へ情報を伝えるという目的のもと作成された。そこから浮かび上がる情報を媒介とした関係は、一章で論じた書物ネットワークよりも広域的なものであった。また、当時はデマが飛び交う状況であり、佐藤家は、情報の真

偽を判断する必要にせまられる。そうしたとき、書物ネットワークに含まれる人物を通して、情報の真偽を判断したように、書物・情報を媒介とした二つのつながりは、互いの特徴を活かしあうものであった。

高部氏は、越後国岩手村佐藤家の分析を通して、十八世紀後半に書物の貸借を中心とするネットワークが出現し、天保期以降にその活動が活発になると併行して、政治などの情報をめぐるネットワークが形成されてくると指摘している⁽⁸⁶⁾。本稿では、羽前国田川郡角田二口村佐藤東蔵家の事例を通じて、佐藤家の情報ネットワークは、寛政期から文化期にかけて高まった対外問題の危機により生じ、対外関係や国内政治の情報が共有されるようになった。ほぼ同時期に成立していた書物ネットワークが、情報の虚偽を判断するなど、互いに特徴を活かし利用されていた。つまり、本稿で扱った事例は、高部氏が指摘するよりも早い時期から、書物と情報をめぐるネットワークが成立し機能していたと評価できる。

つまり、一九世紀初頭前後に成立した書物・情報をめぐるネットワークによって、情報・書物が蔵書として蓄積した。蔵書は、手習所を通して、地域社会の小前層に

間接的に開放された。間接的開放は幕末期まで継続していたと考えられる。

最後に課題を示し、本稿を終えたい。まず、ネットワークを通じて共有される書物や情報を、人々がどのように受容し、行動をしたのかを論じることである。特に、本稿で扱った手習所の手習い師匠や門人たちが、それらによってどのような思想を形成したのかを検討し、小前層など下層の人々の文化も含め、文化の全体像を論じる必要がある。

次に、どのような書物・情報が開放されるのか、または、独占されるか、つまり「知」の質を論じることである。先行研究では、書物・情報は解放されるものであるのか否かが、その議論の俎上に載り、その質を問う研究がなされていないように考えられる。「知」がどれも同じように扱われることはなく、どの「知」が共有され、どの「知」が秘匿されたのか、その差異を明らかにすることができれば、より鮮明なネットワーク像が描き出せるであろう。

以上、本稿に残された課題は多いが、これで擱筆する。

【注】

- (1) 工藤航平『近世蔵書文化論』（勉誠出版、二〇一七年）。
- (2) 小林文雄「近世後期における「蔵書の家」の社会的機能について」（『歴史』七六、一九九一年）。
- (3) 高部淑子「佐藤家の蔵書と情報」（渡辺尚志編『近世米作単作地帯の村落社会』、岩田書院、一九九五年）。
- (4) 中子裕子「無足人の読書と文芸」（『奈良歴史研究』四八、一九九八年）。
- (5) 榎本博「近世地域社会における蔵書と「家」（『国史学』第二〇一号、二〇一〇年）。また、須田家の蔵書と献策の關係について論じた、同「藩政をめぐる村役人の蔵書と献策——水戸藩領牛堀村須田家を事例として——」（『茨城県史研究』九八、二〇一四年）がある。
- (6) 小川和也「村役人の蔵書と藩政——越後長岡藩の割元・横山家を事例に——」（『書物・出版と社会変容』第八号、二〇一〇年）。
- (7) 高倉一紀「射和文庫の蔵書構築と納本——近世蒐書文化論の試みⅠ——」（『図書館文化史研究』第二四号、二〇〇七年）、同「堀内広城の国学——近世蒐書文化論の試みⅡ——」（『皇學館大學紀要』四八輯、二〇一〇年）。
- (8) 工藤航平「村役人の資質形成と書籍受容の特質」（前掲

注1工藤文献所収）。

- (9) 同前「近世蔵書文化論」（前掲注1工藤文献所収、初出二〇一一年）。
- (10) 前田光彦「第一編町村制施行以前の郷土」、七八・七九・九〇・九二頁（大瀬欽哉他『三川町史』、三川町、一九七四年）。
- (11) 山形県三川町教育委員会編『三川町史資料集』第五集、二七・三〇頁（山形県三川町、一九九六年）。
- (12) 湯川真人『江戸中後期における豪農層に見る思想と活動——佐藤東蔵貞教を事例として——』、一〇頁（一橋大学修士論文、二〇〇七年）。
- (13) 山形県三川町教育委員会編『三川町史資料集』第一集、一四〇・一四三頁（山形県三川町、一九九三年）。
- (14) 佐藤東蔵『佐藤東蔵家系譜』（佐藤東蔵、一九八三年）。
- (15) 佐藤東蔵『角田二口部落史——四〇〇年のあゆみ——』（佐藤東太、一九九一年）。
- (16) 「蔵書目録」（『二口文書』二〇一・一一二六、鶴岡市郷土資料館所蔵）。山形県三川町教育委員会編『三川町史資料集』第三集、九七・一〇五頁（山形県三川町、二〇〇〇年）。
- (17) 湯川真人「近世後期庄内地域・名主佐藤家の書物ネットワークに関する一考察——「五峯館蔵書」と「書籍貸預

記并書物注文代記」を中心に——」（『書物・出版と社会変容』第三号、二〇〇七年）。

(18) 『魯西亜ヨリ日本人ヲ送記』（『二口文書』二口文書典籍蔵書レ一七、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(19) 『蝦夷雑話』（『二口文書』二口文書典籍蔵書五一八、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(20) 前掲注16山形県三川町教育委員会編文献、五七一九七頁。前掲注17湯川論文。

(22) 庄内人名辞典刊行会編『新編庄内人名辞典』六六二—六六三頁（庄内人名辞典刊行会、一九八六年）。

(23) 斎藤正一「水野元朗」（『家臣人名事典編纂委員会』『三百藩家臣人名事典』、新人物往来社、一九八七年）。

(24) 「和田伴兵衛書翰」（『二口文書』一六一—〇三—四、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(25) 前掲注16史料。

(26) 「和田伴兵衛書翰」（『二口文書』一六一—〇三—九、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(27) 「和田伴兵衛書翰」（『二口文書』一六一—〇三—八、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(28) 「和田伴兵衛書翰」（『二口文書』一六一—〇三—三五、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(29) 斎藤正一「水野重栄」（前掲注23文献所収）。

(30) 肥前島原藩士で儒学者に岩瀬華沼という人物がいる。しかし、「華沼」が岩瀬華沼を指す確たる証拠はない。上

田正昭ほか『日本人名大辞典』（講談社、二〇〇一年）。

(31) この書簡の作成・授受された年代は、文化二（一八〇五）年から文化一一（一八一四）年である。この時期は、庄内藩の藩校致道館が成立する時期であった。致道館は寛政

一二（一八〇〇）年に創設が命じられ、文化二（一八〇五）年に完成し、その後文化一三（一八一六）年に水野重栄の

改革により藩校の場所が移動している。『通鑑』之儀のやり取りがなされたのは、藩校設立の草創期にあたる

時期であった。高橋智氏によれば、致道館が所有していた『資治通鑑』は二種類あり、文化二（一八〇五）年に致

道館の司書を勤めていた加藤多太夫のメモが付されたものと、天保年間刊行のものがあるという。したがって、

佐藤家が仲介した『資治通鑑』の可能性がある。当時水野重栄が致道館にどれだけ関わっていたかなど、課題も

あり、この考えは推測を域出ない。それゆえ、今後の課題としておきたい。高橋智「庄内藩致道館旧蔵漢籍について」（『斯道文庫論集』四九、二〇一四年）。

(32) 「和田伴兵衛書翰」（『二口文書』一六一—〇三—七、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

(33) 「大福帳」（『二口文書』一六一—一九九四、鶴岡市郷土資料館所蔵）。

資料館所蔵。

- (34) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三一二一、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (35) 『唐韓昌黎集』（「二口文書」二口文書典籍藏書力一二、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (36) 『唐柳河東集』（「二口文書」二口文書典籍藏書力一一、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (37) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三一二一、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (38) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三一二三、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (39) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三一七、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (40) 注33史料。
- (41) 同前史料。
- (42) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三二六、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (43) 前掲注26史料。
- (44) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三一五、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (45) 前掲注16山形県三川町教育委員会編文献、二六頁。
- (46) 前掲注10前田文献、四九―五三頁。
- (47) 前掲注13山形県三川町教育委員会編文献、五七頁。
- (48) 前掲注14佐藤文献、一一七―一八頁。
- (49) 山形県三川町教育委員会編『三川町史資料集』第一四集、九頁（山形県三川町、二〇〇〇年）。
- (50) 同前、一七頁。
- (51) 同前、五三頁。
- (52) 本間勝喜「近世後期庄内藩預地の郷宿」（『東北公益文科大学総合研究論集』二一、二〇〇一年）。
- (53) 同前「近世後期庄内藩預地の御用達」（『東北公益文科大学総合研究論集』三、二〇〇二年）。
- (54) 前掲注14佐藤文献、五二―五三頁。
- (55) 前掲注16山形県三川町教育委員会編文献、一六二―一六三頁。
- (56) 和田伴兵衛書翰（「二口文書」一六一〇三二三〇、鶴岡市郷土資料館所蔵）。
- (57) 前掲注22庄内人名辞典刊行会編文献、四四八頁。
- (58) 前掲注13山形県三川町教育委員会編文献、一二七頁。
- (59) 同前、一二九頁。
- (60) 三川町編『三川町史』上巻、三九五―三九六頁（三川町、二〇〇九年）。
- (61) 前掲注16山形県三川町教育委員会編文献、五七―九七頁。
- (62) 前掲注17湯川論文。

- (63) 「角田二口村分御田地二十年季に質入仕証文之事」(「二口文書」一三・二七・九三三、鶴岡市郷土資料館所蔵)。
 (64) 前掲注17湯川論文。
 (65) ①井川一良「幕末期民衆教育の普及と水準―羽州庄内播磨京田村宝蔵院を例にして―」(川崎利夫先生還暦記念会編『川崎利夫先生還暦記念論集 野に生きる考古・歴史と教育』、川崎利夫先生還暦記念会実行委員会、一九九三年)、②同「民衆教育の普及と里修験―幕末維新期、庄内播磨の宝蔵院を例として―」(『山形史学研究』二七号二八号二九号、一九九六年)。全体として②に依拠し、宝蔵院と年中行事との関わりは①に依拠した。
 (66) 前掲注12湯川修士論文。
 (67) 前掲注65②井川論文。
 (68) 同前。
 (69) 前掲注65①井川論文。
 (70) 前掲注1工藤文献、前掲注2小林論文、前掲注3高部論文、横田冬彦『日本近世書物文化史の研究』(岩波書店、二〇一八年)など。
 (71) 横田冬彦「大坂周辺村落社会における蔵書形成」(同前横田文献、初出一九九五年)。
 (72) 横山伊徳『開国前夜の世界』(吉川弘文館、二〇一三年)。
 (73) 斎藤正一「第五章鶴ヶ岡の発展」、四五二頁(鶴岡市役所

- 編『鶴岡市史』上巻、鶴岡市役所、一九六二年)。
 (74) 前掲注72横山文献。
 (75) 前掲注73斎藤文献、四五二―四五三頁。
 (76) 島谷良吉『最上徳内』、一五九頁(吉川弘文館、一九七七年)。
 (77) 前掲注1工藤文献。
 (78) 前掲注16山形県三川町教育委員会編文献、一六二頁。
 (79) 前掲注14佐藤文献、四五頁。
 (80) 藤岡屋由蔵著、鈴木棠三・小池章太郎編『藤岡屋日記』八二―八七頁(『近世庶民生活史料』第一巻、三一書房、一九八七年)。
 (81) 前掲注16山形県三川町教育委員会編文献、一三一―一三三頁。
 (82) 同前、一三〇頁。
 (83) 同前、一三八―一三九頁。
 (84) 同前、一三五頁。
 (85) 同前、一五七頁。
 (86) 前掲注3高部論文。

【付記】

二口文書の史料調査に際し、鶴岡市郷土資料館の方々は便宜を図っていただきました。また、論文執筆にあたり多くの方から適切な指導を賜りました。この場を借りてお礼を申し上げます。